

公示番号：19a00569

国名：南スーダン

担当部署：南スーダン事務所

案件名：スポーツを通じた平和促進プロジェクト（プロジェクト運営）

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：プロジェクト運営

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2019年11月下旬から2020年3月中旬まで

(2) 業務 M/M：国内 0.2M/M、現地 1.17M、合計 1.37M/M

(3) 業務日数：準備期間 2日 現地業務期間（渡航2回） 14日+21日 整理期間 2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：10月30日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については以下をご覧ください。

JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月11日（月）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針       | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点  |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験          | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点  |
| ③語学力              | 16点 |
| ④その他学位、資格等        | 16点 |

類似業務	スポーツを通じた平和構築に係る各種業務
対象国／類似地域	南スーダン／紛争影響国／全世界
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

南スーダン共和国（以下、「南スーダン」という。）は 2011 年 7 月に独立を果たしたが、その後国内の権力闘争を背景にし、伝統的に存在していた民族間の対立が表面化して紛争が継続している。2013 年 12 月の大統領・副大統領間での武力衝突発生の後、2015 年 8 月には「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」が署名されたものの、2016 年 7 月には再び両派間で武力衝突が発生した。その後 2018 年 9 月の「再活性化された南スーダンにおける衝突の解決に関する合意（R-ARCSS）」が関係者間で結ばれ、関係者の政治的な意思の下、2019 年 11 月の暫定政府樹立を目標に合意事項の履行が進められている。

他方、南スーダンが平和を実現し独立国として安定した発展を遂げるためには、政治レベルでの和平合意の履行だけでなく、その基盤として民族間融和を通じた包摂的な社会の形成が不可欠である。約 1,200 万人の国民が民族間対立意識を超えて「南スーダン国民」としての一体的意識を形成していくために、特に次世代を担う若年層を対象としてその取り組みを行うことが求められている。

かかる背景のもと、JICA は 2016 年以降 4 度の「国民結束の日」全国スポーツ大会（NUD: National Unity Day）の開催支援を通じてその解決への貢献を試みてきた。その結果、第 4 回 NUD 開催時に実施した調査によると、NUD を通じて参加選手の 95.6% が「他地域の選手と友人となった」と回答し、また 99.7% が他地域・他部族の人との交流を「快適」と回答するなど、スポーツを通じた活動が、特に若年層の相互理解促進、規範順守、心理的ケア等に効果的であることが確認された。文化・青年・スポーツ省（以下、「スポーツ省」という。）をはじめとする南スーダン政府は、本活動を継続・拡大し、社会的統合・融和と青少年育成に取り組む意欲を示し、JICA への継続支援を要請した。同要請を受け JICA は技術協力プロジェクト「スポーツを通じた平和促進プロジェクト（以下、「プロジェクト」）」を 2019 年度に採択し、同年 11 月に専門家 2 名（チーフアドバイザー、青少年エンパワメント／業務調整）の派遣により、同省への支援を開始し、2020 年 1 月 25 日から 2 月 2 日にかけて第 5 回 NUD 大会を開催する予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、スポーツ省をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、同省スポーツ・オフィス職員及び NUD 担当者（約 10 名）を主要な関係者とし、類似案件で

の経験・教訓を踏まえ、C/P 及び主要関係者に対して全国スポーツ大会の実施を指導し、運営方法を改善するための助言・提言を行う。また、大会運営マニュアルのレビュー及び改定支援、プロジェクトへの提言、関係者間でのレビューミーティングの実施、大会プログラムの一部である平和構築・ジェンダー・HIV/AIDS 等ワークショップの運営改善などを行う。

本業務従事者はチーフアドバイザーの業務を補完し、C/P の政策策定、事業計画や監督、財政管理能力、調整能力強化の発現に寄与するべく、全国スポーツ大会開催運営にかかる C/P の能力強化を担う。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2019 年 11 月下旬)

- ① JICA 南スーダン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② ワークプラン (英文) を作成し JICA 南スーダン事務所及び長期専門家による確認を得る。

(2) 第 1 次現地業務期間 (2019 年 12 月上旬～2019 年 12 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA 南スーダン事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② JICA 南スーダン事務所、長期専門家、C/P 職員や関連する機関と打合せを行い、大会開催に向けての進捗を把握し、C/P 機関による現行の大会運営マニュアルに沿った大会開催準備に対し助言・指導を行う。
- ③ 大会運営マニュアルのレビューを実施し、改定すべきプロセスなどがあれば C/P 機関による改善案の作成を支援する。
- ④ 大会プログラムの一部である平和構築・ジェンダー・HIV/AIDS 等ワークショップ開催のための事前協議を関連機関と行い、ワークショップのコンセプトや内容について関係機関と打合せをする。

(3) 第 2 次現地業務期間 (2020 年 1 月中旬～2 月上旬)

- ① 第 1 次現地派遣期間で把握した大会開催のための進捗をもとに、JICA 南スーダン事務所、長期専門家、C/P 職員や関連する機関と打合せを行い、大会開催準備を支援する。
- ② 第 5 回 NUD 開催中に C/P による進捗管理を支援する。
- ③ 大会運営マニュアルのレビューを実施し、改定すべき項目を抽出の上、スポーツ省による改善案の作成を支援する。
- ④ 大会プログラムの一部である平和構築・ジェンダー・HIV/AIDS 等ワークショップ開催のための最終事前調整を行い、C/P と共にワークショップをモニタリングする。
- ⑤ 第 5 回 NUD 終了後に、関係者間でのレビューミーティング (振り返りワークショップ) を開催し、次回以降の改善に向けた課題を取りまとめる。
- ⑥ 現地業務完了に際し、今後の大会運営の改善に向けた提言を現地業務結果報告書 (英文) に取りまとめ、C/P 機関に提出する。
- ⑦ JICA 南スーダン事務所に現地業務結果報告書 (和文・英文) を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の大会運営の改善に係る活動について他の長期専門家と共に協議を行う。

- (4) 帰国後整理期間（2020年2月中旬）  
専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に提出のうえ報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) ワークプラン（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文3部（JICA南スーダン事務所2部、C/P機関1部）

### (2) 現地業務結果報告書

派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文3部（JICA南スーダン事務所2部、C/P機関1部）

和文2部（JICA南スーダン事務所2部）

現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ スポーツ省の今後のNUD開催改善案及びスポーツ政策に関する提言
- ・ 大会運営マニュアルの改善に関する提言（必要がある場合）

### (3) 専門家業務完了報告書（和文4部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、2020年2月14日までにJICA南スーダン事務所に提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京（羽田/成田）⇒ドバイ⇒ジュバ往復を標準とします。

### (2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2019年12月8日～12月21日（第1次現地業務期間、14日間）、2020年1月18日～2月7日（第2次現地業務期間、21日間）を予定しています。多少の日程調整は可能です。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。

- ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ) 青少年エンパワメント／業務調整（長期派遣専門家）

## ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿泊手配  
あり（JICA 南スーダン事務所指定の宿舎に宿泊）
- ウ) 車両借り上げ  
全工程に関する移動車両（防弾車）の提供
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供  
スポーツ省におけるプロジェクトオフィスを使用（ネット環境完備予定）

## (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA アフリカ部第一課（TEL:03-5226-8272）にて配布します。

- ・基本計画策定調査結果
- ・本プロジェクトの PDM
- ・大会運営マニュアル

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につい

ては、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。その他、JICA 南スーダン事務所指定の宿舎への宿泊、防弾車での移動、門限の順守（7時から19時以外は外出及び移動の禁止）、貸与無線機での定期連絡等を徹底していただきます。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上